

## 衛星通信地震観測システムデータ受信利用規定

平成10年9月1日制定

平成11年3月25日改正

平成16年3月31日改正

平成27年6月11日改正

### 1. (利用目的)

衛星通信地震観測システムは、全国の大学等の地震データの流通・機動的観測の強化によって地震学および地球科学の研究を促進するために整備された。本システムによるデータの受信利用申請者は、この学術研究の推進のために、本システムを用いなければならない。原則として、営利を目的とした利用はできない。

### 2. (申請書の提出)

利用者は東京大学地震研究所長宛に「衛星データ受信申請書」を提出する。

\*記載内容に変更がある場合は、再度申請を出すものとする。

### 3. (利用の許可)

地震研究所長は、本システムの利用目的に基づいて利用許可の可否を決める。許可すべきでないと判断した場合を除き、上記申請を、衛星テレメータ地震データを提供している機関に通知する。地震研究所長は、データ提供機関が相当の理由をもって利用を承認しない場合に利用を許可しないことができる。

#### データ提供機関

北海道大学大学院理学研究科、弘前大学理工学部、東北大学大学院理学研究科、東京大学地震研究所、名古屋大学大学院環境学研究科、京都大学防災研究所、高知大学理学部、九州大学大学院理学研究院、鹿児島大学理学部、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国土地理院測地観測センター、気象庁地震火山部、青森県、東京都総務局、静岡県総務部防災局、神奈川県温泉地学研究所、公益財団法人地震予知総合研究振興会

### 4. (許可の通知)

地震研究所長は、申請者に本システムの利用許可の可否を通知する。

### 5. (受信データの提供)

申請者は、受信データを第三者に提供して利用させてはならない。

### 6. (成果の公表)

本システムを用いた研究を公表する場合には、本システムを利用したことを明記(\*)する。

## 7. (データの利用)

本システムによって得られたデータを研究に利用して公表する場合には、別に定める「[データ利用の申請](#)」を行う必要がある。「データ利用の申請」は、「関係機関より提供を受けた地震波形データの流通及び利用に関するガイドライン」に基づいて審査される。

(\*)例文

(英語) This study was supported by the Earthquake Research Institute cooperative research program

(和文) 本研究は、東京大学地震研究所共同研究プログラムの援助を受けました。